

京都市告示第 73 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成12年4月19日付けで認可した万帖敷町自治会の代表者変更の届出、平成9年1月8日付けで認可した中部越後屋敷町自治会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月21日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
万帖敷町自治会	中川 敬子	塚本 由美子
中部越後屋敷町自治会	服部 善之	後藤 治男

2 代表者の住所

	変更前	変更後
万帖敷町自治会	京都市伏見区深草大亀谷 万帖敷町443番地1	京都市伏見区深草大亀谷 万帖敷町494番地3
中部越後屋敷町自治会	京都市伏見区深草新門丈 町13番地	京都市伏見区深草越後屋 敷町68番地の22

(文化市民局地域自治推進室)